

社会保険加入促進に向けた取り組みの強化について

社会保険加入促進に向けた国の対応を受けて、横浜市においても現在行っている社会保険未加入業者を一次下請の相手方としてはならないとする対応を、二次以下を含む全ての下請に拡大します。

本対策の趣旨をご理解いただき、未加入である下請業者があった場合には、元請事業者からも社会保険等への加入を促していただきますようお願いいたします。

●実施内容

- 1 社会保険等未加入建設業者との下請契約（二次以下を含む全て）を禁止します。
- 2 ただし、次の場合は未加入建設業者を下請負人とすることができます。
 - (1) **一定の期間内**に加入確認書類を発注者に提出した場合
 - (2) 当該業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合など、**特別の事情**があると発注者が認める場合
- 3 上記 1 に違反していることが判明した場合は（上記 2 に該当する場合は除く）は、元請業者に対して、未加入建設業者が一次下請負人であれば 1 か月の指名停止を行い、二次以下の下請負人であれば警告を行います。また、併せて、工事成績評定点を減点します。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日以降に工事公告を行う工事について適用します。

●運用

- 1 加入確認の猶予期間
原則 1 か月以内とします。ただし請負人が当該下請人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、二次下請の場合は最大 2 か月、三次以下の場合は最大 3 か月に延長することができます。
- 2 **特別の事情**
下請負人が未加入で、かつ特別な事情がある場合は、「特別事情申請書」を工事担当課に提出し、発注者側でその是非を判断します。特別の事情として次のようなケースが考えられます。
 - (1) 災害等による応急復旧工事や、特殊な技術、機器・設備等を有する業者と下請契約しなければ目的を達することができない場合
 - (2) 未加入建設業者が二次以下の下請負人であって、元請負人が当該下請負人に、書面等により適切に加入指導を行ったにもかかわらず、加入しなかった場合
- 3 時限的措置
上記 2 の(2)を特別の事情とするのは、平成 30 年度中の時限的措置とし、平成 31 年 3 月 31 日までに契約する工事を対象とします。